

審 査 基 準

- 1 審査基準は下表のとおりとする。
- 2 委員の審査合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。
但し、審査合計点を同じくする者がいた場合は、委員において協議し決定する。
- 3 基本配点の平均点が30点未満の応募者は不採択とする。

評価項目	評価基準	配点／人
事業の目的・趣旨との整合性	・ 本県農業の現状・課題と人材育成の重要性を把握しているか	5
	・ 本事業の目的や趣旨を理解した内容になっているか	5
事業内容の妥当性	・ 経営管理、マーケティング、労務管理、財務管理、受講生同士の交流、その他特に必要なもの（個人面談、現地視察 等）を踏まえたカリキュラムとなっているか	5
	・ 講師には、先進農業経営者のほか、他産業経営者、中小企業診断士・社会保険労務士等の専門家、大学教員等の外部講師を積極的に活用しているか	5
	・ 業務を安定的に遂行できる適切なスケジュールになっているか	5
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業的経営を図り継続的な経営発展を実現させるため、農業者自らがPDCAサイクルを回し自己実現できるよう、経営者としての考える力を身につけさせる仕組みを検討しているか ・ 経営改善の実現が可能となる知見の習得及び幹部職員としての考え方を持つことが出来る仕組みを検討しているか 	5
業務遂行能力	・ 業務を実施できる十分な管理責任体制があり、適切な運営をすることができるか	5
	・ 業務を実施できる必要な専門的機能や知識を有しているか	5
受講生へのフォロー	・ 受講生に対し、信頼関係を構築し、適宜フォロー等の対応ができるか	5
事業費	・ 業務内容に対し、適切な経費が計上されているか	5
合 計		50